

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第八項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録の廃止の届出があった。

令和二年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

芸南農業協同組合	名 称	廃止する登録検査機関	
東広島市安芸津町 三津四二五八番一 号	主たる事務所の 所在地	廃止年月日	
令和二年七月六日		廃止理由	検査業務を行わな いため